

日韓国交正常化交渉過程における韓国政府の対日政策決定に関する一考察

第一章：序論

第一節 研究目的、問題提起

韓国と日本の国交正常化という1960年代の一つの出来事は、各レベルで色々な意味合いを持っている。国際政治面では、ヨーロッパで形成されていた、NATOを軸とする対ソ連ブロックに対し、アメリカと日本、そして韓国に繋がる、中国・北朝鮮に対抗する形の反共産主義ブロック、即ち北東アジアでの安保体制の完成を意味する。

韓国は、国交正常化をきっかけに経済発展計画を実行し、70年代の高度経済成長の時期を迎える事になる。

日本の場合は、冷戦ブロック構築の意味とは別に、韓国との国交正常化が戦後処理の一環であったのは言うまでもない。日本の戦後処理外交は、現在進行中の北朝鮮との交渉を除いては、サンフランシスコ講和条約やその後の二国間条約の締結によって全て終わった。

しかし、少なくとも法的には解決済みの「争点」達は、絶え間なく日韓の外交議題になっている。国交正常化に踏み切って35年以上の歳月を隔てる現在まで、日韓の間には、いわゆる「妄言」と「謝罪要求」、これに引き継ぐ「謝罪」と「引責人事」や、両国関係の「冷え込み」期間と、首脳同士の訪問外交とその度の清算声明がくり返されたのではなかっただろうか。

不幸なことに、21世紀になっても日韓の外交はこのパターンが続いている。最近の歴史教科書問題がそれで、ここで両国の主張の是非を論ずることはしないが、確かにこれは1998年に両国首脳によって採択された「21世紀新たな日韓パートナーシップ共同宣言」以来、かつてない友好関係を謳歌していた日韓両国にとって、色々な面でかなりの支障を来しているのは否定できない。

必ずしも諸悪の元とは言わないが、日韓国交正常化交渉は、その産物である各条約と協定が不完全なために、現在の事態にある種の責任があると言わざるをえない。

本研究の目的は日韓の国交正常化交渉過程での韓国政府の対日政策決定、それも韓国政府が取った交渉態度を観察する事にある。韓国と日本は長い間、隣国として相互に影響を及ぼしてきた。長い歴史の中では、文化の伝授や経済交流など善隣友好を固める事例も多いが、侵略と応戦で歪められた不幸な過去も確かに存在する。1910年の日韓合併はこのような不幸な歴史の代表的事例である。

20世紀初頭のこの事件によって、韓国と日本はこれ以上同等な国家同士ではなく、一国は「支配者」、また一国は「被支配者」として位置づけられることになる。韓国民の独立に対する要望は強く、上海では臨時政府も樹立されたが、実際の独立はまだ遠い先のように思えた。アメリカの原爆投下と、それに引き継ぐ日本の無条件降伏によって、やっと韓国は独立を勝ち取ることができたが、独立に対する十分な準備がなされてなかったのが現実であった。

このような事情によって、戦後の日韓関係はその出発から順調ではなかった。国交正常化交渉が始まって14年もの歳月が費やされたというのは交渉が至難であったことを物語っている。

韓国政府の対日政策決定の形態、その交渉の姿勢がどのようなものであったかを探るのは現在の日韓関係のみならず、目下進行中の韓国 - 北朝鮮間の対話過程いや、ありとあらゆる対外政策決定、実際の国際交渉の場において、何をすべきで何をしないべきかについてある種のヒントを与えていると思われる。

第二節 研究方法

日韓国交正常化交渉に関する既存の研究は、特に日本側がそうだがあまり活発だったとは言い難いであろう。先行研究の中でもとりわけ数が多いのは交渉の全過程を交渉史的観点で、叙述している研究である。日本側では、吉沢清次郎(1973)¹と山本剛士(1984)²がある。韓国ではソン・ファンヨン(1981)³が交渉の展開過程を包括的に取り扱っている。英文では、Fucello, J. Charles(1977)⁴とイ・ジョンシク(1985)⁵がある(なお、本稿で登場する交渉に携わった韓国人の名前及び韓国人著者の名前は、その漢字名が定かな場合を除いては韓国語の読み方をそのまま表記する)

この時期の韓国国内政治過程を取り上げた研究には、キム・グアンボン(1971)⁶が政党・大衆等政治過程の各アクターの交渉過程における役割に目を配っている。イ・ゼオ(1983)⁷は韓国の反体制運動家で、正常化交渉を反対する立場から、韓国における国交正常化反対運動を研究している。ジャン・ヨンギル(1975)⁸やイ・ジョンウオン(1991)⁹らは、交渉過程に影響を及ぼしたアメリカの役割について分析を行っている。このほかに、交渉過程のある特殊な争点や議題に関して分析している研究実績もある。(高



¹ 吉沢清次郎「日本外交史 28」鹿島平和研究所、1973の第一章：日韓関係

² 山本剛士「戦後日本外交史 2：動き出した日本外交」三省堂、1983の第三章：日韓国交正常化

³ ソン・ファンヨン「日本の対韓政策 1800 - 1965」明知社、1981

⁴ J. Charles Fucello South Korean - Japanese Relations in the Cold War: A Journey to Normalization Ph.D Dissertation(New School for Social Research), 1973

⁵ Lee, Chong-Sik Japan and Korea: The Political Dimension Stamford Hoover Institution Press, 1985

小此木政夫、古田博司訳「戦後日本関係史」中央公論社、1989

⁶ Kim Kwan-Bong The Korea-Japan Treaty Crisis and Instability of the Korean Political System Preager Publisher, 1971

⁷ イ・ゼオ「韓日関係史の認識 - 韓日会談とその反対運動」学民社、1985

⁸ Chang Yong-Gil The Normalization of Relations Between Japan and Korea and The Role of the United States East Asian Policy Ph.D Dissertation(American University), 1975

⁹ イ・ジョンウオン「戦後アジアにおける米国の地域統合構想と韓日関係 1945 - 1960」東京大学法学部助手論文、1991

崎宗司の「久保田」発言に対する研究や加藤靖子の「平和ライン」に関する研究など)¹⁰

この論文では、前述した先行研究の実績を踏まえつつ、特に韓国政府側の国交正常化に対する政策決定が、自国の意志と立場を、相手国の立場をわきまえいかにうまく貫けるかが問われる「国際交渉の戦略」という観点からどういう風に評価されるべきかに焦点を合わせる事にする。

一国の外交政策に対する説明は伝統的にその分析のレベルで分類する事ができる。一般的によく用いられる道具は1950年代にケネス・ワルツによって考案された三つのレベル、すなわち「国際レベル(又はシステムレベル)」、「国内レベル」、そして「個人レベル」なのである。¹¹

周知のとおり、国際レベルの分析では、国家という単一アクターは「外の(国際環境の)」刺激に対して反応する存在である。各国内の事情、もしくは個別国家特性というのは、既に与えられている固定のもので、独立変数扱いはしない。一例として日韓の国交正常化過程を国際レベルの分析枠組みに当てはめてみると、アメリカの直接的・間接的な介入や圧力が極めて重要な役割を果たしている事が確認できる。つまり、アメリカ自体が、東西冷戦の両極構造というシステムの制約のなかで東アジアの国際政治に独立変数として作用したのである。

これとは反対に、国内レベルの分析では、外の環境は決定力がない。各国家は、国際システムの変化にただちに反応するだけの存在ではなく、むしろ国際システム自体を「作る」立場だという。これはアメリカのように、比較的国際関係において自律性の高い国ならともかく、日本や韓国間の分析にはそれ程説得力があるとは言い難い。個人レベルの分析は、ある政策決定に実際に携わる政治家の(指導者の)個人的キャラクターや心理的側面を観察する。これは、例えば韓国に朴正熙という満州軍官学校出身で日本に親密感を覚えている人物が登場したために日韓会談に突破口が開いたと分析する方法で、ある程度は説得力がある事を認めても、それが全部であるとはやはり言いがたいのである。

こうした事を踏まえると、言うまでもないが、各レベルの分析はそれぞれの長短を持ち合わせている。つまり、現代の国際関係理論が直面している課題とは、前述の各レベルの分析を「結合するかどうか」ではなく、いかに「うまく」結合するかであると言えよう。¹²

一般的な対外政策の分析の他に、交渉姿勢がいかなるものであるかを分析する時に有効に使える概念は「交渉戦略」である。¹³

交渉戦略とは、相手の反応を考慮に入れた状態で自分の交渉姿勢を決定する事を意味す

¹⁰ 高崎宗司「第三次日韓会談と久保田発言」『思想』第734号、1985年8月
加藤靖子「戦後日韓関係史への一考察(上) - 李ライン問題をめぐって」『日本女子大学紀要』第28巻、1978

¹¹ Peter B Evans, Harold K Jacobson and Robert D. Putnam ed., International Bargaining and Domestic Politics University of California Press, 1993, p.5

¹² Ibid., P.9

¹³ イ・ダルゴン「協商論 - 協商の過程・構造そして戦略」法文社、1995、144 - 157 頁

る。交渉の戦略は「立場交渉戦略」、「原則交渉戦略」そして「問題解決式交渉戦略」の三つの類型に分類する事ができる。「立場交渉戦略」とは、当事者のおかれている立場だけを重要視し、自分の意志を相手に納得させ、相手も自分の意志に沿って行動した方が最善の結果が得られると信じると同時に、もっとも道徳的に正しい選択だと思って行動する場合である。この戦略は更に「軟性戦略」と「硬性戦略」の二つに分けられるが、「軟性戦略」は交渉に臨む相手を信頼できると初めから見なし、相互友誼の精神に溢れ、それでもっていつでも譲歩ができる用意があるという「戦略ならぬ戦略」である。論争を放棄し、自分の胸中を相手に露出させる事に躊躇しない。これと対照的に、「硬性戦略」は相手を敵と見なし、自分の立場を確固たるものと示し、論争、圧力、或いは各種の精神的・物理的脅迫を行使し、交渉のすべての局面において勝者になろうとする。これに引き換え、「原則交渉戦略」は、「主観的」な「立場」から脱皮し、客観的で争点中心の利害関係に焦点を合わせて交渉を進行させる戦略である。「問題解決式交渉戦略」は相互の葛藤状況に注意を払い、それを解決する代案を練り、またその代案の結果を可能な限り正確に予想し、そのような結果の中で最善と思える代案を共同選択して問題の解決に接近していく戦略である。「交渉戦略」という面で興味を引くのは、ロバート・パトナムの「ツレレベル分析」であるが、これは政策決定に関連する人たちの説得の対象は相手国及び、同時に自国であることを想定している。政治家は交渉の武器として国内状況を利用したり、時として国際関係を国内説得の手段に用いたりするという。彼の理論も伝統的理論に比べ、極めて「実務的」である。言い換えれば、国際交渉の戦略という色合いが強い。¹⁴

第三節 本稿の構成

以下では、まず、日韓の国交正常化交渉の経過を、韓国の政権変化に沿って簡略に紹介し、次に日韓交渉で表出された日本と韓国両政府の各争点に対する立場を整理し、それが交渉のさなかでどう変遷し、最終的に文書でどのようにまとめられたかを観察する。最後にはこの立場の変化模様と、上述した交渉戦略の類型に基づき、韓国の交渉態度を日本側のそれと比較しつつ検証し、日韓国交正常化交渉過程とその産物である各条約・協定が今日の日韓両国について持つ意味合いを考えてみることにする。

前述した通り、一国の対外政策の決定には様々なレベルの分析を合成させる必要があるし、特に日韓交渉の過程におけるアメリカの役割は欠かせないものではあるが、この論文では韓国政府の交渉姿勢を検証するために、あえて独立的に扱わないようにする。

¹⁴ Peter B.Evans,ed.,op cit.,P.15

第二章：日韓国交正常化交渉の経過

日韓会談は第二次大戦以後、韓国戦争のさなかに始まって14年もの歳月を費やしたが、初期には大した成果をおさめることができなかった。それは何よりも、問題に対する日本と韓国の見方が根本的に違っていたからである。異なった状況認識のもと、両者は自らの立場だけをくり返し主張し、法律論争に明け暮れ、行き着いたところは「会談決裂」という手順だったのである。こういう破局を迎えたのには、両国首脳の個人的キャラクターも一役を担った。韓国政府の場合、まず李承晩大統領は海外での抗日独立運動をリードした過去の経験から、日本政府の公式謝罪と戦後賠償という基本原則を堅持した。張勉首相は、日本に対して李大統領よりは柔和的態度で臨んだが、政権自体が短命に終わり、これといった成果は得られなかった。軍事クーデターで政権を獲得した朴正熙大統領は、日韓国交正常化を外交の最優先課題にするほどの意欲を示し、実現に成功したのである。

以下では、日韓会談がどのように進行されてきたかを、韓国政府の各政権ごとに見ていくことにする。

第一節 李承晩政権の時期

日韓会談は、当初、アメリカの斡旋のもとに開催された。アメリカが日韓会談の実施に踏み切ったのは、サンフランシスコ講和条約が締結される直前の1951年7月頃である。1951年7月、韓国は講和条約の当事国になることが出来ず、李大統領は日本との直接対話を希望した。大統領は、日本がその主権を回復する前に直接交渉をもって両国間の懸案を解決したほうが韓国に有利だと考え、日韓会談の早期開催を望んだのである。¹⁵

アメリカ政府は、以前から韓国政府に対し、平和条約が発効する前に日本と漁業協定を締結するように促してきたため、連合軍最高司令部は進んで日韓会談の準備支援の提供をすると表明した。

一方、日本の吉田政府は在日韓国人の法的地位問題を早期に解決する必要性は承知していたが、会談の早期開催には消極的であった。また、日本政府は韓国政府が要求する財産請求権等々といった議題にはいっこうに関心を示さなかった。日本は、講和条約が発効した後、つまり主権を取り戻した後に日韓の懸案問題を取り扱ったほうが有利だと判断し、議題を在日韓国人地位問題だけに絞ろうとしたのである。しかし、再三のアメリカの要求をのみ、日本は韓国との会談開催を決定した。こうしてようやく、東京の連合軍最高司令部（SCAP）でシーボルト外交局長の立ち会いのもとに会談が開始された。¹⁶

会談に臨む日本政府の立場は、「日本は韓国と単独講和条約を締結する必要性を認めていない。。日本と韓国の間には戦争状態はなかった。よって日本政府は韓国政府を国際法的に承認するだけ」という言葉で露わになったように、韓国との講和交渉に基づく国交回

¹⁵ 李元徳「日本の戦後処理外交の一研究 - 日韓国交正常化交渉(1951 - 1965)を中心に - 」
東京大学大学院総合文化研究科博士学位論文、1994、30頁

¹⁶ 同上、31頁

復は反対したのである。又、韓国の独立は韓国の選択ではなく、第三者によって持たられたもので、日韓の間には最初から講和問題は存在しないというのが日本の立場であった。これは韓国の立場とは相反するものであった。

1) 第一次会談

第一次会談に先立ち、1951年10月20日から予備会談が開催された。ここで韓国側は、会議の議題として「在日韓国人の法的地位及びその処遇問題」、「連合軍最高司令部の指令の施行に関する件」、「その他日韓両国の懸案問題」等を提案した。これに対し日本は、1945年8月9日韓国の港に船籍を置く全ての船舶と、韓国の領海に位置する全ての船舶を韓国に返還せよというアメリカ軍の指令には応じがたいという態度を表明した。反面、在日韓国人法的地位問題は、これを速やかに解決するため、強制送還等ありとあらゆる権利を行使するという態度に出たのである。結局、両国代表は、在日韓国人問題と船舶返還問題を同時に討議することに決めたのである。したがって、在日韓国人の法的地位及び処遇に関する分科委員会と、船舶返還委員会を設置することになった。¹⁷ 約40日間にわたって行われた予備会談は、在日韓国人の法的地位及び処遇問題、並びに船舶の返還問題を議題として取り扱ったが、何の成果もおさめる事ができず、合意されたのは、1952年の2月中に本会談を開始する事と、その議題を、予備会談で扱われた二つの議題と、請求権問題、漁業問題、基本関係問題にするという事だけだったのである。

こうして開始された第一次会談で、両国政府がもっとも対立したのは請求権と基本関係の問題であった。請求権問題交渉では、韓国の請求権要求にたいして、日本側が「逆請求権」の論理を掲げたため、なんの成果も上げる事ができなかった。この問題は、この後ももっとも重要な議題として関心が払われるのである。第一次会談で両国が対立したもう一つの議題は、日韓基本条約の締結をめぐる問題であった。基本関係委員会で日本は「日韓友好条約草案」を提出した。この草案の前文には、過去の植民統治期間に対する謝罪や反省の表明はおろか、「過去」に対する言及自体もなかった。この草案の第二条で日本は、条約の締結とともに外交・領事関係の樹立を定め、三条では両国間の貿易、海運またその他の通商活動に対しておたがい最恵国待遇の権利を認める「通商航海条約」の締結を提案した。このような日本の提案に対し、韓国政府は不満と異議を伝えるとともに、「韓日基本条約案」を独自に提出したのである。¹⁸また、日本は、友好関係樹立分科委員会の設置を提案したが、韓国は「友好関係」という用語よりは韓日間「基本関係」にするよう要請した。¹⁹

¹⁷ キム・ヨンシク「夜明けの約束」金英社、1993、80 - 81 頁

¹⁸ 李元徳、前掲書、43 頁

¹⁹ キム・ヨンシク、前掲書、116 頁

2) 第二次会談

第二次会談は、李大統領が連合軍司令官の招請で訪日した際、日本政府と速やかに会談を再開する必要性に原則的に合意したため1953年4月15日に東京で再開された。

この会談では、基本関係・地位問題・船舶問題・請求権問題及び漁業問題を討議する五つの分科委員会が設置された。しかし一次会談同様、請求権問題と漁業問題で会談は難航した。この時は既にサンフランシスコ講和条約が発効しており、日本がその主権を取り戻した時点であった。韓国では休戦協定締結の見通しが明るくなり、軍事的危機もいくらか緩和した。こうした状況であったから、両国政府は、みずからの国家利益までも損ねてまで会談自体の成功だけのために譲歩する意志は全くなかったのである。²⁰ 結局、この会談では、法的地位問題等一部分の問題で若干の歩み寄りがあっただけで、韓国で休戦が成立し、ジュネーブ政治会談の開催が決定するとともに、日本の提案で7月23日、無期休会となった。

3) 第三次会談

第三次会談は、日韓の漁業権が前面に浮上し、1953年10月6日、東京で開催された。この会談において韓国政府が最も重視したのは、第一次会談以来、決裂の原因であった請求権問題である。一次会談で韓国の首席代表を歴任し、三次会談ではオブザーバーとして出席したヤン・ユチャン駐米大使は、10月6日の会談開始の際に、「日韓会談成功の鍵は、日本が在韓日本人財産に対する請求権主張を放棄する事にある」と表明している。

10月8日から12日にかけて、「漁業」・「財産請求権」・「在日韓国人の国籍」・「基本関係」の各分科委員会が行われた。この中で、9日に行われた財産請求権分科委員会では、日本が在韓日本人財産の請求権を主張したのに対し、韓国側がこれを認めず、一次会談以来の論議がまた繰り返されたのに過ぎなかった。各分科委員会が一段落した13日に第二会目の本会議が開かれた。ここでまず、キム・ヨンシク韓国代表は、日本の在韓日本人財産に対する請求権は認められないという事、また平和ラインは国際法上合法的だという事を主張した。しかしこれに対し、久保田日本首席代表はそれは受け入れられないと返したため、またもや各分科委員会にまわされる事になった。

しかしこの会談は、各委員会が本格的な討議に入る前に、いわゆる「久保田発言」による波紋が広まったため「座礁」した形となった。²¹

「久保田発言」とは第三次会談の財産請求権委員会の第二会議(1953.10.15)において、日本側首席代表の久保田が韓国代表との論争の最中に行った発言である。その発言の内容と文脈をわきまえるために、また日本政府の基本認識・交渉態度がどうであったかを探るために当時の論争状況を少し長い以下に再現してみる。

韓国のホン代表は、「日本の在韓財産は米軍政の手で法令三十三号によって接収された

²⁰ パク・ゼギユ「韓国の外交政策」韓国文化教育部、1978、25頁

²¹ 李元徳、前掲書、47頁

ものである。この事実は米務省の覚書によっても証明された。本来なら、韓国は36年間の日本支配のもとで韓国民族が蒙った被害 例えば愛国者の投獄や虐殺、韓国人の基本的人権の剥奪、食糧の強制供出、労働力の搾取などに対する補償を要求する権利を持っているのだが、韓国側はそれを要求するのを差し控え、純粋な法律的な請求権のみを提出した。このような事実に鑑み、我々は日本が我が側が韓国に対する請求権主張を撤回する事を希望する」と述べた。これに対し、久保田全権代表は「それなら日本側も補償を要求する権利を持つ、なぜなら、日本は36年間に、禿山を緑の山に変えたとか、鉄道を敷いたとか、水田を増やしたとかで多くの利益を韓国人に与えたからだ」と反論した。ホン代表が「まるで日本が占領してなかったら、あたかも韓国人は眠っていただけのような前提の下に話されているが、日本に占領されなかったら、韓国は独自の力で近代国家を築いていたであろう」と発言したのに対して、久保田全権は「私見であるが、私の外交史研究によれば、日本が進出してなかったら、韓国は中国かロシアに占領され、もっとミゼラブルな状態に置かれただろう」と主張した。そこでホン代表は「だったら、何故カイロ宣言には韓国の奴隷状態云々しているのか？なぜ日本はカイロ宣言を受諾したのか？」と質問した。これに対し久保田代表は、「カイロ宣言というのは戦争中の興奮状態の表現に外ならない」といい返した。ホン代表は「カイロ宣言、ポツダム宣言によって取られた戦後処理、例えば韓国の奴隷状態からの解放、独立の承認、60万日本居留民の本国送還、朝鮮総督の保護の下に蓄積された日本人財産の没収等は、奴隷状態からの韓国人の解放という新しい、より高き理想の下に行われたのである。これに対してはどうお考えか？」と問い詰めた。久保田代表は「私見ではあるが、原則的には国際法に附合するとは言えないのではないかと、私有財産を没収するとはなおさらの事だとおもう。私としてはアメリカが国際法を違反したとは思いたくないし、また違反したと解釈してない。もし違反したとしても日本がアメリカに対する請求権は放棄している」と答えた。²²

このような発言は、久保田代表個人の意見というよりは、日本政府の公式見解であったといえよう。久保田発言は、当時日本外務省が作成した「割譲地に関する経済的・財政的事項の処理に関する陳述」と、大蔵省の在外財産調査会が整理した「日本人の海外活動に関する歴史的研究」という文書らの基本認識に基づいているからである。よって、日本政府は、全面的に久保田代表の発言を支持した。10月28日、衆議院の外務委員会で岡崎勝男外相は、この発言に対し、「・・・ことに請求権につきましては、韓国側が日韓併合後三十六年間の統治において受けました被害に対する損害賠償といいますが、賠償請求権を保留しておるのだからというようなことを言い出しまして、普通の請求権以外の問題にまで議論を及ぼしましたので、こちら側でもそんな不合理なことはないという主張をいたしましたところが、これを口実にして、どうしても日本側でその発言を取消して、悪かつたと言つてあやまらなければ、もう会議は続行しないという態度をとって来たのであります。

²² 高麗大亜細亜研究所「韓日関係資料集」第一集、108 - 109 頁

われわれとしましては何も間違つたことを言っているわけでもないし、あやまる理由は一つもないのでありますから、それをあやまるということはできないのでとうとう会議は不調に終わりました」と報告しているのである。²³

韓国代表団は、久保田代表の発言を会談の基本精神を忘却した妄言と見なし、とりあえずその他の分科委員会への出席を拒否し、久保田発言の真意を問いただす方針を決めた。数日後開かれた本会議で、韓国のキム・ドンジョ首席代表は久保田代表の真意を問いただした。しかしこのような韓国の追及に対し、久保田代表は10月15日の発言の延長線上でみずからの発言の正当性を強弁し少しも退かなかつたのであった。

結局二日間の論争で久保田代表の態度に何らかの変化も見出せなかつた韓国政府は、氏の発言の撤回とその過ちを認める事を要求し、要求が受け入れられない場合は、会談は決裂されるしかないという旨の最後通牒を行った。これに対し、久保田代表は「まるで本人が暴言でも吐いたように本人の発言の中で一部だけを発表し外国に宣伝するのは妥当ではないと考える。よって、本人は発言を撤回するつもりは毛頭ない」と答えた。これで第三次会談は決裂したのである。日本政府は、会談決裂当日、外務省情報文化局長の談話で「些細な言葉を意図的に捻じ曲げ、会談全体を一方向的に破壊した責任はすべて韓国にある」と主張した。

このような日韓両国の認識の隔たりは、両国間の関係正常化までまだ長い時間を費やす必要がある事を物語っている。

4) 第四次会談

久保田発言以降の日韓会談は4年間に渡り全面的にストップし、日韓関係は悪化一路をたどることになった。会談が中止されていた4年間は日韓関係が最悪の局面に達したといっても過言ではない。

このような膠着状態が対話局面へと変化したきっかけは、岸内閣が成立した時であった。岸政権は発足の直後から日韓間の膠着状態を打開し、交渉の再開と妥結を図る方向へと対韓政策を修正した。すなわち岸首相は、日本国内に根強く息づく対韓強硬論を抑制するとともに、矢次氏を特使として用いるなど、非公式外交ルートを通じて密室外交を展開するほか、李大統領の対日感情を和らげる措置を多様に駆使したのであった。ついに、岸首相は日韓会談開始以来最大の障害であった「逆請求権」の主張を撤回し、「久保田発言」をも正式に取り消しするという譲歩案を韓国側に提示したのである。その結果、1957年12月31日には日本の逆請求権主張と発言を却下するという公式の文書が調印され、日韓会談は再開される事になった。²⁴日本政府の在韓財産の請求権の撤回は次のように述べられている。

「日韓両国の財産の請求権に対する米国政府の対日講和条約第4条の解釈に基づき、日

²³ 高崎宗司『『妄言』の原形 - 日本人の朝鮮観』木犀社、1990、240頁

²⁴ 同上、246 - 249頁

本政府は財産請求権に関する交渉を行う意志がある。これによって、1952年3月6日行われた日韓会談で日本が主張した財産請求権の主張は撤回する」これは日本が在韓財産請求権を主張してから4年6ヶ月後の出来事であった。²⁵

1958年4月15日に開催された第4次会談は、岸首相の譲歩によって実現されたといっても過言ではない。しかし、1960年4月、韓国で学生革命が勃発し、4次会談も中止せざるを得なかった。短い会談ではあったが、両国はいくつかの合意事項を生み出した。日本側では、日本人所有の文化財の返還に同意し、その代わりに韓国政府は韓国に抑留されていた日本漁民達を釈放を約束したのである。²⁶

この会談のさなかに新しい事件が起こり、会談はまたしても壁にぶつかってしまう。日本政府が在日韓国人の北送を決定したのである。四次会談が開始された直後から北朝鮮当局と日本の赤十字社、また社会党を中心に「日本社会の問題児」であった親北系在日韓国人を北に送り返すという、いわゆる「北送計画」が推進され、この計画は日本世論の多大なる支持を得て1959年12月、政府は最終方針として実現に踏み切ったのであった。1959年12月14日、総数975人が第一陣として北朝鮮に出発して以来、1967年12月まで156会にわたり延べ88、611人が北に送還された。²⁷

岸首相の対韓政策に対する日本国内の支持基盤は元々弱く、在日韓国人の北送問題突出により立場が一層強化された対韓強硬論者は、岸の韓国接近政策をいっせいに非難し始めた。岸首相は当初、対韓関係の悪化を憂慮し、北送には慎重な態度を堅持していたが、国内世論の広い支持の下に北送政策を積極的に推進する藤山大臣率いる外務省、また法務省、厚生省の動きを阻止するには力不足であった。このような状況で岸首相は北送の決定を下さざるを得なかったである。²⁸

このような日本政府の送還計画が日本と北朝鮮の両方の赤十字社を通じて実施されたのではあるが、韓国側から見れば、これは挑発行為に等しかったと言える。1953年7月米国・中国・北朝鮮の間に休戦が成立したが、これはあくまでも休戦であった。即ち、李承晩大統領は、朝鮮半島が韓国によって統一される事を望み、板門店での休戦会談出席を拒んだのであった。そのような背景で、日本が韓国の「敵」と何らかの関係を結ぶのも韓国側には忍びがたい事であったが、まして韓国が「巨大な監獄」と名づけた北朝鮮に、在日韓国居留民を送り返すというのは、韓国民にとっては「道徳的罪悪」にも値するのであった。

韓国国内では大規模な北送反対のデモが行われ、与党・野党も一致団結し、代表団をジュネーブに送ったのであったが、結局こういった努力はすべて失敗に終わったのである。

李政権時期の日韓会談が破綻した理由の一つに、李大統領みずからの反日性向も指摘さ

²⁵ キム・ヨンシク、前掲書、248頁

²⁶ パク・ゼギユ、前掲書、26頁

²⁷ 同上、53頁

²⁸ 同上、54頁

れるが、国内的にはそれぞれ合理的な理由がある。日本の場合、その経済が復興しているさなかに会談が妥結され賠償を余儀なくされる事を案じて、急ピッチに進める必要はなかったし、また韓国の場合も米国から毎年2～3億ドルの経済援助が保障されていて同盟体制も安定していたため、国交正常化は請求権と平和ライン問題が解決した後に考えても遅くないという余裕を持っていたのであった。²⁹

第二節 張勉政権の時期（第五次日韓会談）

1960年代に入り、日韓両国には新たな政権が誕生し、日韓関係は新局面を迎えた。特に、強硬な反日政策を堅持していた李大統領が学生デモにより崩壊し、親日和親の立場から積極的な対日政策を表明した、張勉政権が樹立され、日韓関係は会談の妥結を急ぐ雰囲気になった。張内閣のチョン・イルヒョン外務長官は、7箇条に及ぶ外交政策目標を打ち立て、この中で「日韓関係の正常化」は、「米韓関係の強化」に引き続き最も重要な課題となっている。³⁰このような韓国内の変化に答えるが如く、日本でも安保闘争のさなか退陣した岸首相に継いで池田首相が就任し、日韓問題の解決に意欲を示した。

1960年9月には小坂外相が訪韓し、10月25日からは第五次日韓会談が開始された。翌年の5・16軍事クーデターによって会談が中止されるまで7ヶ月の間行われたこの会談は、当初の予想とは裏腹に両国の国内政治的制約と立場の差から、急速な進歩は遂げられなかった。しかし五次会談は、50年代の会談と比べ、相当な成果をおさめたと評価できる。そのなかでもっとも注目に値するのは、請求権問題が実質的に取り扱われた事であろう。過去10年間、4回にわたって行われた会談で請求権問題が一度として真剣な討議に付された事がなく、法理論の論争に時間を費やただけだったのに対し、五次会談では、公式・非公式会議を含め請求権委員会自体が32回も開催され、各項目で討論が行われた事は評価すべきである。つまり、韓国側が提案した「一般請求権8項目」と船舶、文化財の返還に対する討議がなされたのであった。

張勉政権時期の対日政策は、李政権の時とは全く違うものであった。つまり、盲目的で感情的な反日よりは平等と互惠の原則の下に懸案の問題を解決し、これによって両国の国交を正常化しようとしたのであった。もちろん、このような張勉政府の対日政策の姿勢がもっぱら大儀名分や国際信義及び道徳だけにとどまっていたわけではない。張政権の内部で必然的にそのような政策を追求せざるを得なかった理由があった。国内の政治状況がある程度安定期に差し掛かった時期、張政権が抱えるもっとも大きな当面課題は経済発展と民族統一の二つであった。この二つの課題は互いにつながっていて、統一に対する北と国内からのプレッシャーを凌ぐには経済面で可視的な成果をあげる意外、方法がなかったのである。³¹張政権はアメリカの援助だけでは安保と経済発展を同時にまかなう事はできない

²⁹ ヒョン・インテク「韓日関係 - 韓国外交半世紀の再照明」ナナム、1993、240 - 241 頁

³⁰ パク・ゼギユ、前掲書、28 頁

³¹ イ・テクフィ「第二共和国の対外政策」『韓国外交史2』集文堂、1995、360 - 361 頁

と悟り、日韓国交正常化を速やかに実現させ、それで対日請求権と経済援助協力を獲得しようとする意図があった。これに加え、アメリカと日本の利益が一致していた。1950年代末のドル安と不況でアメリカは対外援助を減らし北東アジアで担っていた役割を日本と分担する方針を立てていたが、この実現に必要なのが韓国と日本の関係正常化である。また日本も1955年から61年に掛けての高度成長期の副産物である過剰生産の解決のための海外市場への創出要求に迫られていた。³²

第三節 朴正熙政権の時期

特に李政権の時期に比べ、朴政権では初期から日韓国交正常化に積極的であったし、また日本も自国に友好的な韓国の軍事政府を相手に交渉をした方が有利だと言う判断から、やはり積極的な態度を示した。朴正熙「国家再建最高会議」議長は、元日本軍将校出身で日本に親近感を覚えていたし、また軍事政府が掲げていた最大目標の一つである「経済の再建」のためには日本の資本と技術が必要であった。一方、日本の場合、韓国戦争の時期に経済再建に成功した結果、60年代には新しい海外市場と生産基地の確保が必要であったし、韓国の軍事政府が民間政権に比べ反日勢力をよりよく統制とできると判断し軍政期間に両国間の正常化を図った。1961年、朴議長はアメリカに向かう途中、池田首相と会談を行い、「過去の歴史を語るのは賢明ではない」という論理で日韓会談に積極的姿勢を示した。一次会談からの障害要因であった請求権、とりわけその規模に対する合意がなされたのはこの時期である。

結局、1962年11月、朴議長にその権限を授けられた当時韓国中央情報部長のキム・ジョンピル氏と大平外相は、「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドルとプラス」と合意し、お互いメモを交換したのである。これで請求権の規模が解決されたが、1963年韓国は民間政府への権力移譲を迎え、その準備に追われるあまり日韓関係正常化は当分先送りとなった。民政移行後、朴政権は早期に正常化を実現すべく努力を傾注した。しかし、1964年3月になって、キム-大平メモが知らされ、野党や学生らは「対日屈辱外交反対闘争委員会」を結成し、大規模のデモを起こしたのであったが、朴大統領はデモ鎮圧のため戒厳令を発動し、日韓会談の妥結を延期した。こうした抵抗を経て、1965年6月日韓基本条約と在日韓国人の地位、漁業、請求権、文化財等に関する協定はついに署名されたのである。これで1951年から14年もの間行われた日韓会談はその終止符を打ったのである。

1) 第六次会談

韓国に軍事政権が登場し、最初は批判的な態度を表明していた日米両国も、1961年6月30日池田首相がアメリカを訪問しケネディ大統領と会談をした後は支持する立場へと変わった。

³² イ・ゼオ。前掲書、149頁

1961年10月六次会談が開始された後は、各分科委員会別に実務討議が進行するさなか、会談の中心議題は高位級の政治会談開催に移りつつあった。11月には朴議長がケネディ大統領の招待で訪米の道中、東京に立ち寄り、池田首相と首脳会談をし、日韓交渉の早期妥結のための突破口を開いた。朴議長はこの会談で日本が誠意を持って請求権交渉に臨むのなら、韓国としても法律的根拠がある請求権だけを要求し、政治的な賠償は要求しない意志を明らかにした。日本政府と自民党の指導者らは、朴議長の突然の訪日と、このような対日譲歩の精神に感激し、交渉妥結に一層盛り上がったのである。しかし政治的レベルでの雰囲気とは裏腹に、実務交渉では5次会談以来表面化された両国の異なる立場が少しも縮まらず、結果を出せないでいた。早期妥結を急いでいた軍事政府は、実務レベルにこれ以上任せられないという判断から、高位レベルの政治会談で請求権問題を一気に政治的に解決するという方針をきめた。

1962年7月の参議院選挙を勝利に導き再選に成功した池田首相は、日韓会談の早期打開に向けて意欲を改めるとともに、新しい外相に大平氏を登用した。8月からは政治会談のための予備交渉が始まり、ここで両国の立場がはっきりと表れたため、最終的着落は更にハイレベルの政治会談に任せる形を取るよう決められた。キム 大平会談がそれで、二回行われた単独会談では、予備交渉で示された両国の立場をおたがい調整し、請求権問題の最終合意に至ったのである。キム 大平メモでは、日本が韓国に提供する金額を「無償3億ドル、有償3億ドル、民間借款1億ドル以上」という総額が示されているが、どういう名目で資金が提供されるかに着いては一言も触れられていない。つまりこのメモは名目表記を留保しているのであるが、これは日韓両国政府が、対国内用に解釈できるよう計らったためである。³³

こうして、会談の大きな難関であった請求権問題が解決され、日本の重要問題であった漁業及び平和ラインに関する事項が会談の重要議題として前面に登場するようになった。1962年12月5日、日本は沿岸12海里の専管水域を提案したが、韓国は平和ラインのほぼ全域を専管水域化することを主張し対立した。その後1963年7月5日韓国側は一步譲り、40海里の専管水域を提案したのだが、合意はまならなかった。

結局、民間政府移行のための総選挙を控え、韓国政府はその強硬態度を突然覆し、日韓の漁業問題は解決されたのであった。詰まり、日本提案の12海里専管水域を認め、その代わりに、共同規制水域での出漁船舶数の制限問題で日本の譲歩を求めたのである。

2) 第七次会談

キム 大平メモ以降の日韓会談の進み具合は、軍事政権内部の混乱と韓国国内の反対運動の悪化で2年間低迷した。結局、日韓会談の締めくくりは、1964年11月から始まった7次会談でなされたが、この会談の焦点は「基本関係」であった。後で述べるが、

³³ 李元徳、前掲書、136頁

この時の対立点は、大きく二つに分けて、過去の合併条約の無効時点と韓国政府の管轄権の範囲であった。この二つはいずれも、日本・韓国両国が自国用に解釈できるように調整された。

こうして1965年2月に基本関係条約が合意され、3月からは行われた第二次日韓農業会談では基線問題、規制水域での出漁船舶数問題、規制措置違反船舶の取り締まりなどが討議されたが、これもおおまか、日本の主張が通されたのである。

4月3日、漁業問題、在日韓国人の法的地位問題、請求権及び経済協力問題に関する両国の合意事項が仮調印され、4月中旬からは各協定条文の整理段階に入り、6月22日はその整理がかなり了したのであった。同年8月14日、日韓条約諸協定が韓国国会で批准され、12月11日には日本でも批准手続を終えたのである。

第三章 争点と妥結

日韓交渉での主な争点は何であったのか。第二章で若干触れたとおり、日韓両国の立場は当初あまりにもかけ離れていた。ここでは主に四つの分野に沿って、両国の立場と交渉でのやりとり、また最終決着模様を1965年の諸協定に基づいて論ずることとする。

四つの分野とは、当初困難の末に設定された日韓外交正常化会談の議題にちなんだものである。第一次会談で調整された議題は会談のすべての局面において中心議題となったが、それは「財産請求権と経済協力問題」、「平和ラインと漁業問題(船舶の返還問題)」、「在日韓国人の法的地位問題」の三大懸案であって、両国の基本関係問題の妥結をきっかけに解決へと前進したのである。

ちなみに、日韓間の合意事項の表われである1965年の日韓諸協定とは、その正式名称が「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(以下、基本条約と略)」、「財産および請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下、請求権協定と略)」、「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(以下、漁業協定と略)」、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下、地位協定と略)」、そして「日本国と大韓民国との間の文化財返還及び文化協力に関する協定(以下、文化財協定と略)」の五つ³⁴で、その他に議定書が2、合意議事録が5、交換公文が9、往復書簡が2、討議の記録が2と、合わせて29件に及ぶ。

第一節 基本関係問題

1) 両国の立場と交渉

基本関係では、「過去関係の清算」、「韓国の管轄権の範囲」、「最終文書の名称・形式」の三つの争点を巡るものであった。まず、韓国側は、過去の日本の植民地支配の事実認定と

³⁴ 以降引用する条文の出处は、東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室ホームページ、「データベース 世界と日本」の朝鮮半島関連資料集

謝罪を日本が明らかにする必要があると求めた。その証に「1910年の旧日韓協約」についてその無効の明文化を要求したのであった。これに対して日本は、日本と韓国は交戦国でないため謝罪する必要は全くなく、過去の条約は誰も否定できない事実であることを主張し無効論争は無益であることをし主張した。上述した第3次会談での久保田代表の発言はその歴史観の現れである。

また、韓国の管轄権の範囲については韓国政府が北朝鮮を不法集団と見なし、また国連決議にあるとおり、韓国が「朝鮮半島での唯一の合法政府」であることを日本が認めるように要求した。日本は「国際連合の一員として国連決議を尊重する」という原則的な見方を堅持した。両国の思惑がそれぞれ貫けるように最終考案されたのが条約文である。

条約の名称または形式は、過去関係に対する両国の見方を反映する。韓国は「基本関係条約」を主張したが、日本は「共同宣言」ですませればよいと考えた。日韓会談の基本関係委員会で提出されたのは「日韓友好条約草案」であったが、過去清算には触れず、ただ外交関係樹立と通商航海条約の締結だけを謳っているのである。

2) 妥結

基本条約での関連規定は次のとおりである。

第二条：千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

このほかに、条約の前文や条約のその他のいかなる規定においても、日本の過去に対する責任認定や謝罪表明はいっさいない。それに、過去の合併条約の無効明示も曖昧な形で終わっており、解釈する方の立場によって都合のいいように解釈する余地がある。

1965年の3月19日衆議院で行われた外交委員会で外務省の藤崎条約局長は「もはや無効」というのは、「過去には有効」ということに違いないと答えたのである。

解釈が明解でないのは管轄権の規定でも同じである。

三条：大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号（ ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

これも日韓双方、自国の都合のいいように解釈できるようないいまわしである。

第二節 請求権と経済協力問題

1) 両国の立場と交渉

請求権問題は会談当初から最大の障害要因であった。韓国は、政府樹立直後から、講和条約に国際連合の一員として参加する事を目標に、対日賠償及び補償要求のための準備作業を進めていた。1949年完成されたのが「対日賠償要求調書」で、これは韓国が戦勝国の一員になれる事を前提に、総額約310億円（終戦直後の為替率一ドルあたり15円で換算すると、約20億ドルに相当）を要求している。しかし、講和条約への参入が挫折され、既存の「賠償」や「補償」請求はできなくなり、財産の請求権要求に縮小せざるを得

なくなった。韓国が第一次会談で提出した 8 項目に及ぶ対日請求権要求は、総額は示さず、サンフランシスコ講和条約 4 条にのっとったものであった。これに対し、日本は請求権委員会の第 5 次会議で「請求権の処理に関する協定基本要綱」を提出し、終戦当時残してきた私有財産を推計したら、日本が韓国財産の 85 パーセントを請求できると主張した。国際法上占領軍に許されない処分までを講和条約が保障しているわけではないという見方から、1907 年ハーグで調印された陸戦に関する法規の中の「敵地私有財産不可侵の原則」を援用したのである。

「逆請求権」は岸首相によって却下され、第 5 次会談で実質的な討議に入ったのだが、請求権の核をなしている「一般請求権」で、両国は「地銀・地金の返還」をめぐる対立した。もう一つの争点は、「韓国法人、自然人の日本国及び日本国民に対する日本国債・公債・日本銀行券・被徴用韓国人への支払等の要求」であったが、これは実質上個人の被害に対する補償を請求権の形で韓国政府が要求したのである。日本は「証拠」を提示するように韓国側に求め、交渉は難航した。

2) 妥結

請求権問題は結局、事務レベルでは收拾の見通しがつかなかった。日本にしてみれば、その意図は自明である。池田政権が掲げた「経済協力方式」の要は、「韓国側の要求を法律論と証拠論理で防御し、韓国に相当な金額の物資と役務を提供し、この経済協力提供で請求権論争を決着付ける」というものであった。

とにかく、論争を繰り返した「請求権」問題は一つのメモで解決されたのであった。その合意が反映された「請求権協定」の内容を抜粋すると次の通りである。

第一条：

1. 日本国は、大韓民国に対し、
(a) 現在において千八十億円（一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円）に換算される三億合衆国ドル（三〇〇、〇〇〇、〇〇〇 ドル）に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする（以下省略）
(b) 現在において七百二十億円（七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円）に換算される二億合衆国ドル（二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 ドル）に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3 の規定に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたって行なうものとする。（以下省略）……

請求権問題全般に着いて、少なくとも文書上では解決が済まされた。

第二条：

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。（以下省略）

第三節 漁業問題

1) 両国の立場と交渉

両国の漁業問題のみならず、交渉全般の成り行きを観察するには、「平和ライン」の考慮が欠かせない。なぜなら韓国政府にとって「平和ライン」と言うのは韓国水産業の防御目的よりは、むしろ交渉のカードとして使われていた節があるからである。

平和ライン自体に対しては、漁業協定では全く触れられてない。これは基本条約のような解釈の二重性をあたえる余地があるが本当は撤廃されたと見ていいだろう。

そもそも平和ラインは、韓国戦争のさなかの1952年1月18日、日本が漁業会談を拒否した後韓国から発せられたものであった。これによって平和ラインを侵犯する日本の漁船は次々に拿捕されたが、日本政府にとって拿捕された船舶と漁師の帰還問題は一種の政治的負担であった事は確かだったようだ。

平和ラインはしかし、国際情勢の変化とともに、またその時の交渉の様相に沿って適用された。50年代後半から始まったアメリカの援助の減少とそれによる韓国経済の低迷の中、韓国政府は日本資本の導入による経済発展のプランを考えていた。平和ライン問題は、結局請求権と引き換えの道具に過ぎなかったのである。韓国政府の平和ラインに関する立場表明と、これに答える形の日本政府の声明は、請求権と平和ラインが交換の対象であった事を意味する。請求権交渉が妥結したあと、本当の意味で漁業交渉は請求権問題がキム - 大平メモで解決された後、やっと本格的に取り上げられることになった。

漁業会談の主な争点は、「専管水域の範囲」、「領海基線」、「共同規制の裁判権」等であったが、多くは韓国側の譲歩で妥結された形でおわった。

2) 妥結

拿捕された日本船舶と漁師は、逆請求権の撤回の見返りとして釈放されたが、前述の通り平和ラインは事実上、撤廃されたと解釈していいだろう。専管水域が12海里になっては平和ラインは意味がないからである。

また、韓国側が主張していた「全面的な直線基線適用」は挫折し、一定の地域だけにとどまった。いわゆる黄金の漁場であるところは直線基線が適用されなかったのである。

第一条：

1 両締約国は、それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域（以下「漁業に関する水域」という。）として設定する権利を有することを相互に認める。ただし、一方の締約国がこの漁業に関する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議の上決定するものとする。

共同規制水域での船舶に対する取り締まりの権利は「旗国主義」が適用され、本当の意味での「共同規制」は実現できなかった。

第四条：1 漁業に関する水域の外側における取締り（停船及び臨検を含む。）及び裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行ない、及び行使する。

第四節 法的地位と処遇問題

1) 両国の立場と交渉

1951年10月の予備会談で韓国側が主張したのは、「日本定住の歴史的背景を鑑み、在日韓国人は他の外国人に比べ優待すべき」、「帰国を希望する者は、その財産の全てを搬出できるようにすべき」、「日本に永住する場合は教育・社会保障・財産権等の収益や権利のすべての面において日本国民と同一の待遇を与えるべき」、「いかなる場合でも在日同胞は大韓民国政府の保護を受けるべき」の四つの点で、また、退去処分については事前に韓国政府との協議を要するものと論じたのであった。

サンフランシスコ講和条約が発効した1952年4月28日、日本政府は、外国人登録法を施行、在日韓国人は日本国籍を喪失した。本来、外国人管理法が定める「外国人」とは、本国政府が発行する旅券を所持し、入国を許可され入国し、滞在する者だったので、昨日まで日本人として暮らしていた人たちにこれをそのまま適用するのは無理だった。そのため、在日韓国人らは、「当分の間」日本に居住できることを認められ(法126号)、またこの者の子息は「特定滞在者」として、3年間の滞在だけを許したのであった。

日本は、退去強制の問題を「平和ライン」に対応する武器として捉えていた節がある。実際日本は、在日韓国人の北朝鮮への送還を積極的に推進していた。この北朝鮮の赤十字社との協定にもとづいて送還された数は1967年まで延べ88、611人に達した。

漁業問題のみならず、在日韓国人問題に関しても、「経済優先」は、当初の立場を変化させた感がある。

2) 妥結

地位協定の内容は、これまた韓国の主張が十分に反映されたとは言い難い。その内容は、大きく「協定永住権の範囲」、「退去強制の理由」、「日本での処遇」に分けられる。

協定によって、「当分の間」だけ居住する事を許されていた在日韓国人達は、やっと日本で永住する権利を認められた。

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者
(b) (a) に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3 1(b) に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

しかし、退去処分は、「絶対不可」だった韓国政府の主張は退き、一定の条件の下、可能となった。最も、他の外国人に比べたら強制退去の要件は強化されたものではあった。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

- (a)・・・内乱に関する罪又は外患に関する罪・・・禁錮以上の刑に処せられた者・・・
- (b)・・・国交に関する罪・・・禁錮以上の刑に処せられた者・・・外国の元首，外交使節又はその公館に対する犯罪行為・・・禁錮以上の刑に処せられ，・・・
- (c)・・・麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反・・・無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者・・・
- (d)・・・無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

日本国内での処遇はさして真新しいものでもなく、以前から授けられていた権利を再確認したのに過ぎなかった。

第四条

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

- (a) 第一条の規定に従い日本で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育，生活保護及び国民健康保険に関する事項
- (b) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第四章：結論

第3章で扱われた両国の立場を主な争点別に分類し、その結果がどうであったかを表でまとめると以下ようになる。

争点	韓国	日本	結論
基本関係	植民地支配の認定と謝罪	日韓は交戦国であら ず	謝罪や侵略事実の認定なし
	旧日韓協約は無効を明文化	無効論争は無意義、 無効は不遡及	「もはや無効」という曖昧な表現
	北側も韓国の主権が及ぶ	国連で認められる範囲	国連決議で認められる範囲
	条約形式は「基本関係条約」	共同宣言 友好条約	基本関係条約

請求権	八項目の対日請求権 対在韓日本人財産（持ち出し分） 被徴用請求権（請求権化した個人被害補償）	対在韓日本私有財産請求権 地銀・地金は返却義務なし 証拠がなければ補償は不可	「経済協力」方式
漁業	能力の差が著しく、保存水域は必要 独島は地理的・歴史的に韓国に帰属 専管水域は40海里 直線基線 四つの共同規制水域、	平和線は国際法違反 ICJ に付託 12海里 双方合意による直線基線 旗国の管轄権	平和線の事実上撤廃 言及なし 12海里 双方合意 旗国の管轄権
法的地位	特別処遇認定 永住の場合教育・社会保障・財産権で国内人同様の待遇 帰国の場合財産持ち出し可能 強制退去措置は韓国との事前協議要	特に優遇は認めず 犯罪者及び極貧者は強制退去	永住権認定 一定の要件の下強制退去措置可能

どう捉えても、交渉の結果は偏っているとしか言いようがない。交渉過程を見たとき、日本の場合、韓国と同様、吉田・岸・池田・佐藤と、政権が変わる毎に対韓政策に変化が見られるが、これは日本政府の根本的な立場の変化とは言い難い。なぜなら、交渉の過程の中で、日本は過去の歴史問題で植民地支配の不当性を一度も明確に認めた事がなかったからである。イデオロギーに基づく、対韓接近姿勢の反対論や積極論、または慎重論はあったにせよ歴史清算の観点からのアプローチは少なくとも表面には出てこなかったのだ

る。このような認識の下に行われた日韓関係がうまくいくはずがない。本稿の冒頭でも述べたように、日韓国交正常化以降も絶えず「過去の問題」が突出する理由はこういった不完全な土台に探すべきであろう。

韓国政府の場合、政権毎にその対日政策路線の修正が大きくなされた。「交渉戦略」という面から見て、李大統領の時期には「硬性戦略」が主であった。交渉がうまく進まなくても韓国の基本立場は貫き通さなければならぬという主張を堅持したのである。このような主張の背景には、時代が独立直後だったという事と、李大統領自らの反日意識があったと思われる。張首相の時期には当時の国内外の様々な要因に考慮を払い、柔軟的な「原則交渉」に切り替えたが実際の交渉では結果を得る事ができなかった。朴大統領の時期には「軟性立場戦略」がとられた。朴大統領は、仮に自分が非難を浴びるような事があっても日韓関係は正常化させると表明し、日韓会談の妥結に強い執着を見せた。交渉戦略の面でこのような態度の表明は、自国の本音をそっくりそのまま相手国に露出する事になり、結果的に交渉力は著しく損なわれる。実際朴政権の初期では日韓会談は、なかなか大統領の思惑どおりには進まなかったが、これは日本側が韓国の足元を見ている状況で、更に自国に有利な結果を引き出そうとしたためだったと考えられる。

特に朴大統領は、日韓会談の妥結を自らの政権安定と経済成長の必須要件と認識し、会談に「交渉」の論理ではなく「政治」の論理で臨んだ。これは一括妥結方式や請求権資金の規模を定める交渉でも見て取れる。キム - 大平メモの主演であった、時の韓国中央情報部長のキム・ジョンピル氏は、相手の大平氏が外相で対外交渉の公式窓口であったのにひきかえ、単なる政治家であった。また、国内の反対運動が戒厳令で弾圧されたことも、交渉の過程で相手国を説得する武器として有効に使える国内世論という手段を自らの手で放棄したという非難を避けられない。

もちろん、冒頭で述べたとおり一国の外交政策は、あらゆるレベルで分析しなければならない。1965年の日韓国交正常化の背景には、アメリカの極東政策という国際政治的脈絡があった。アメリカの斡旋で始まった日韓会談で、アメリカは経済的に弱い立場であった韓国を日本が援助し、韓国の政権安定に寄与すると同時にアメリカとの「責任共有」を希望したのである。

1960年代の一連の国際情勢の変化が、日韓両国の交渉に多大な影響を及ぼしたのは否定できないが、それでも「交渉のやり方」という面で日本は成功し、韓国は失敗したといわざるを得ない。韓国としては、これらの経験を下に、ありとあらゆる国際交渉の現場に必要な交渉のためのインフラの充実化を図るべきである。日本にしてみれば、戦後経済復興政策推進の「足かせ」になるかもしれない対韓交渉をひとまず成功的に終わらせたという点で外交の勝利といえよう。もちろん、過去から引きずっている日韓間、また日本とアジア諸国との問題が、現在の日本の国際政治での進路に一種の「足かせ」になっている事も事実ではある。

参考文献

高崎宗司「第三次日韓会談と久保田発言」『思想』第734号、1985年8月

高崎宗司 検証日韓会談、岩波書店

高崎宗司『『妄言』の原形 - 日本人の朝鮮観』木犀社、1990

大平善悟 アジア外交と日韓関係：対韓論議を斬る、有信堂

日本国際政治学会編 日韓関係の展開

吉沢清次郎「日本外交史28」鹿島平和研究所、1973の第一章：日韓関係

山本剛士「戦後日本外交史2：動き出した日本外交」三省堂、1983の第三章：日韓国交正常化

加藤晴子「戦後日韓関係史への一考察(上) - 李ライン問題をめぐって」『日本女子大学紀要』第28巻、1978

イ・ジョンウォン「戦後アジアにおける米国の地域統合構想と韓日関係1945 - 1960」東京大学法学部助手論文、1991

李元徳「日本の戦後処理外交の一研究 - 日韓国交正常化交渉(1951 - 1965)を中心に - 」東京大学大学院総合文化研究科博士学位論文、1994

田中明彦研究室ホームページ、「データベース 世界と日本」の朝鮮半島関連資料集

J.Charles Fucello South Korean - Japanese Relations in the Cold War:A Journey to Normalization Ph.D Dissertation(New School for Social Research),1973

Lee, Chong-Sik Japan and Korea: The Political Dimension Stamford Hoover Institution Press,1985

小此木政夫、古田博司訳「戦後日本関係史」中央公論社、1989

Kim Kwan-Bong The Korea-Japan Treaty Crisis and Instability of the Korean Political System Preager Publisher,1971

Chang Yong-Gil The Normalization of Relations Between Japan and Korea and The Role of the United States East Asian Policy Ph.D Dissertation(American University),1975

Peter B Evans, Harold K Jacobson and Robert D. Putnam ed., International Bargaining and Domestic Politics University of California Press,1993

イ・ゼオ「韓日関係史の認識 - 韓日会談とその反対運動」学民社、1985

ソン・ファンヨン「日本の対韓政策 1800 - 1965」明知社、1981

イ・ダルゴン「協商論 - 協商の過程・構造・そして戦略」法文社、1995

キム・ヨンシク「夜明けの約束」金英社、1993

高麗大亜細亜研究所「韓日関係資料集」第一集

ヒョン・インテク「韓日関係 - 韓国外交半世紀の再照明」ナナム、1993

イ・テクフィ「第二共和国の対外政策」『韓国外交史2』集文堂、1995

パク・ゼギユ「韓国の外交政策」韓国文化教育部、1978

以上